

地方公営企業法の適用に関する実務研究会「中間まとめ」の基本的な考え方（案）

1. 地方公営企業法の適用に関する実務研究会（本研究会）の目的

総務省が、今後の地方公営企業法の適用範囲の拡大に向けた検討を行うために平成 25 年度に設置した「地方公営企業法の適用に関する研究会」の報告書（平成 26 年 3 月取りまとめ）においては、以下の論点が指摘されているところである。

- 普及・拡大から経営の時代への転換期を迎え、地方公営企業がサービスを持続的・安定的に供給するためには、経営情報の的確な把握や経済性の発揮、企業間での経営状況の比較等が求められる。その前提として、地方公営企業法の財務規定等を適用することが必要であり、地方公共団体を取り巻く環境の変化等を踏まえて、これまで、企業会計方式を導入すべきであるとの議論が各研究会等でなされてきたところ。

- 財務規定等の適用範囲の拡大にあたっては、諸課題に対応するために、以下の取組が必要である。
 - ① 移行事務、移行体制の整備に係る支援強化が必要（マニュアル整備、アドバイザー派遣事業の強化、都道府県等と連携した移行体制構築等）。
 - ② 財政的支援の強化が必要（既存の財政措置の拡充、必要経費を複数年度で負担する仕組みの検討）。
 - ③ 固定資産をはじめとする会計情報整備の手法の提示が必要。
 - ④ 十分な移行期間の確保が必要。
 - ⑤ 小規模事業への配慮が必要（一定規模以上の事業・団体から順を追うなど、段階的に法適用を進めていく必要有）。

- 今後の財務規定等の適用範囲拡大については、以下の考え方に基づき進めるべきである。
 - ① 基本的に全ての事業について財務規定等を適用すべき。
 - ② 簡易水道事業・下水道事業については、資産が増大・老朽化し、また、住民に不可欠なサービスとして定着するなど、その経営管理の必要性が高まっており、財務規定等を適用することが特に必要な事業といえる。
 - ③ 総務省は、地方公共団体等と意見交換を行いつつ、様々な課題に対応し、財務規定等の適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期も含めた今後の「ロードマップ」を早急に示すべき。

- 固定資産情報の整備・台帳整備には、一定程度の費用や手間がかかることが想定されることを前提に、整備手法、台帳記載方法、活用方法等について検討を行い、マニュアル等でその手順を示すことが必要である。

本研究会においては、地方公営企業における財務規定等の適用を推進するために、上記の指摘を踏まえて、地方公営企業法の財務規定の適用に関する実務的な取扱いの整理を行うものである。

なお、財務規定等の適用については、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（骨太の方針 2014）（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）においても「現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。」旨が明記されているところである。

2. 「中間まとめ」（案）の主旨と基本的な考え方

地方公共団体は、財務規定等の適用に向けて速やかに取組を開始することが望まれるところであるが、財務規定等の適用には相当程度の事務量（作業量）を必要とするところであり、また、専門的知見・ノウハウが蓄積されていることが重要である。

そのため、地方公共団体が財務規定等の円滑かつ確実な適用を進めるためには、自らの実情に応じて、事務を処理するために必要な予算・人員等を確保することが必要不可欠であり、それが困難な場合には代替的な手段として外部（専門的知見・ノウハウを有する事業者等）からの支援を活用することが必要である。

現在、総務省においては、財務規定等の適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、関係者の今後の取組等を取りまとめた「ロードマップ」の策定に取り組んでいるところである。地方公共団体が「ロードマップ」に基づいて計画的に財務規定等の適用を推進するためには、速やかに財務規定等を適用するために必要な事務量（作業量）を把握し、それを処理するために必要な人員（移行体制）・予算等の確保等に着手することが求められる。

そのため、「ロードマップ」の発出と同時期に、地方公共団体が財務規定等を適用するために必要な移行事務の全体像（先行団体における事例等）、移行事務の中でも特に地方公共団体の事務負担が特に多いものの一つと考えられる固定資産情報の整備に係る手順・留意点・基本的な考え方・望まれる水準等について、本「中間まとめ」として取りまとめ、地方公共団体に対して周知することとする。

なお、固定資産台帳の整備については、「財務規定等適用後の公営企業の経営、資産更新等への台帳情報の活用」を見据えた上で、「会計的、監査的に許容し得る水準の精度（登録単位の設定）」と「地方公共団体にとって過度の負担とならない作業手順とスケジュール」という二つの考え方を両立させた形で手順・基本的な考え方・望まれる水準等を明らかにすることが重要である。

地方公共団体が、本「中間まとめ」を踏まえて、自らが財務規定等を適用するために必要な事務量（作業量）を速やかに把握し、必要な人員（移行体制）・予算等の確保等に着手することで、財務規定等の適用を計画的に進めることが望まれる。

また、公営企業に財務規定等をすでに適用している地方公共団体にあつては、本「中間まとめ」も参考として、固定資産台帳等のより一層の充実・精度向上に取り組まれることを期待する。